



第4次 南島原市
男女共同参画計画

ハーモニープラン

2023（令和5）年度 >>> 2027（令和9）年度

令和5年3月
長崎県 南島原市



ごあいさつ

我が国では、少子高齢化や人口減少の急速な進行、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会経済情勢が目まぐるしく変化しており、本市においてもその傾向は顕著に現れています。そのような中、持続可能で活力ある社会を築くためには、男性も女性もすべての人が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。



本市では、平成30年3月に5年間を計画期間とする「第3次南島原市男女共同参画計画～ハーモニープラン～」を策定し、「男女（とも）に 育てよう 笑顔あふれる南島原」を基本理念に掲げ、これまで様々な分野における男女共同参画を進めてまいりました。

このたび、第3次南島原市男女共同参画計画の計画期間が満了するにあたり、これまでの計画の進捗状況や市民アンケート調査の結果等を踏まえ、「第4次南島原市男女共同参画計画～ハーモニープラン～」を策定しました。

「男女（とも）に輝こう 夢と希望あふれる 南島原」を新たな基本理念として、あらゆる分野で男女がともに協力して、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく自らの意志によって生き生きと活動し、夢や希望にあふれ、叶えていくことができる男女共同参画社会を目指します。

計画を着実に推進するためには、市民、事業者、関係機関の皆様との連携・協働が必要不可欠でありますので、今後とも皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました南島原市男女共同参画懇話会委員の皆様並びに関係各位をはじめ、市民アンケート調査にご協力くださいました多くの市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和5年3月

南島原市長 松本 政博

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格と役割（位置づけ）	2
3. 計画の期間	3
4. 策定体制	3
第2章 計画策定の背景	5
1. 国際社会の動向	5
2. 国内の動向	7
3. 県の動向	8
4. 本市の動向	8
5. 本市の現状と課題	10
第3章 計画の基本的な考え方	19
1. 基本理念	19
2. 本市が目指す姿	20
3. 計画の体系	21
第4章 計画の内容	22
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進	22
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進	27
基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍	33
基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現	39
第5章 計画の推進	46
1. 計画の進行管理（PDCAマネジメントシステムの構築）	46
2. 推進体制の整備	47
3. 事業者や関係団体等との連携強化	47
資料編	48
1. 南島原市男女共同参画庁内推進会議設置要綱	48
2. 南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱	49
3. 南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿	50
4. 南島原市女性人材バンク要綱	51

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

南島原市では、平成20年3月に「南島原市男女共同参画計画」を策定し、誰もが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな取り組みを推進してきました。

この計画は第2次計画（平成25年3月策定）を経て、平成30年3月には「第3次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン」（以下、前計画という。）が策定されました。この計画は「男女（とも）に育てよう 笑顔あふれる 南島原」を基本理念とし、4つの基本目標のもと、11の施策の方向性（施策分野）と29項目の施策を展開し、誰もが自らの意思によって生き生きと活動し、笑顔があふれる南島原市の実現に市民とともに努めてきました。しかし、市民意識調査の結果をみると、いまだに男女間の不平等を感じている人がいたり、性別によって役割を決めつけるような場面があったりと、本市における男女共同参画の推進は道半ばというのが実情です。

国内外の動向をみると、世界経済フォーラムが毎年公表するジェンダーギャップ指数※（男女格差を測る指数）で、日本は先進国の中で最低水準が続いています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

それらの解消には国・地方自治体・市民それぞれの立場で男女共同参画の推進に向けたいっそうの努力を重ねることが重要となっています。

このような中、前計画が令和4年度末（令和5年3月末）で計画期間を終えることから、本市における男女共同参画社会づくりに向けた取り組みの実効性をより高めるとともに、女性の能力を十分に発揮できる社会づくりをいっそう進めるため、これまでの計画の進捗状況や市民ニーズに対応しながら、男女共同参画を推進していくための指針として、「第4次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン」（以下、本計画という。）を策定しました。

国際社会や国・県の動向とも同調・連携しながら、本計画にそって定められた施策を着実に実施し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）の実現を目指します。

※ ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。

2. 計画の性格と役割（位置づけ）

本計画は以下の5点の考え方や法律に従って策定を行います。

- I. 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画です。
- II. 本計画の基本目標Ⅱ及び基本目標Ⅲの部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づく市の推進計画です。
- III. 本計画の基本目標Ⅳの「配偶者等からの暴力（DV）防止対策の推進」に関する部分は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市の推進計画です。
- IV. 本計画は、南島原市総合計画を上位計画とする部門別計画として、他の部門別計画との整合を図りながら、男女共同参画を推進するためのさまざまな分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的にまとめたものです。
- V. 本計画は、市民、事業者、関係団体、行政が協働で取り組む施策を示したものです。

◆各法律の内容（抜粋）

●「男女共同参画社会基本法」第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、期間中であっても必要に応じて見直すものとします。

(年度)

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
前計画	実施期間									
本計画					策定	実施期間				

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、以下のような取り組みを行い、その結果を内容に反映させました。

①「第4次南島原市男女共同参画計画策定にかかるアンケート調査」の実施

本計画策定に向けて現状分析の基礎資料とするため、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

- ◇調査対象者：無作為に抽出された20歳以上80歳未満の市民の方1,000名
- ◇調査期間：令和4年1月6日（木）～2月11日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式
- ◇回収結果：配布数1,000件 有効回収数391件 有効回収率39.1%

②南島原市男女共同参画庁内推進会議の開催

市長を会長とした庁内の推進組織である「南島原市男女共同参画庁内推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催し、男女共同参画にかかる本市の状況や課題、今後の方向性等について審議し、本計画の策定を行いました。

③南島原市男女共同参画推進懇話会の開催

各種団体の代表者や学識経験者、公募市民らからなる南島原市男女共同参画推進懇話会を開催し、男女共同参画にかかる本市の状況や課題、今後の方向性等について審議し、ご意見やご提言をいただきました。

④パブリックコメントの実施

市民のご意見・ご提言を本計画に反映させるため、以下の日程で計画最終案を市ホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

◇実施期間：令和5年2月6日（月）～2月20日（月）

第2章 計画策定の背景

1. 国際社会の動向

①「国際婦人年」から「北京+20」へ

国際連合（国連）は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間を「国際婦人の 10 年」として、女性の地位向上を目指す取り組みを展開しました。

1979（昭和 54）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

1995（平成 7）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」および 2000（平成 12）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、2000（平成 12）年開催の国連特別総会「女性 2000 年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けてさらなる行動を実施することが約束されました。

2013（平成 25）年に開催された第 57 回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、「第 23 回国連特別総会」成果文書、「第 4 回世界女性会議」の 10 周年および 15 周年に当たって委員会によって採択された宣言が再確認されています。

そして、「北京宣言」および「行動綱領」が採択されてから 20 年目にあたる 2015（平成 27）年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会において、これまでの取り組み状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

②SDGsの世界的な推進

また、2015（平成 27）年の9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

この中で、国際社会が目指すべき 2015（平成 27）年から 2030（令和 12）年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」、略してSDGs（エス・ディー・ジーズ）が示されました。

SDGsは「誰一人取り残さない」をテーマに、世界が直面する環境問題や貧困の問題、政治、経済等の課題解決に向けた普遍的な目標を定めたもので、持続可能でよりよい社会の実現に向けて17のゴール（目標）と169のターゲット（具体的な目標）が設定されています。この中には「ジェンダー平等を実現しよう」という項目があるほか、貧困、健康・福祉、教育、働きがいなど、男女共同参画に関連するゴールやターゲットが多く含まれています。

2020（令和2）年1月からはSDGs達成のための「行動の10年（Decade of Action）」がスタートし、日本を含む世界各国でSDGsを達成するための取り組みが進められています。

SDGs 17のゴール(目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤を作ろう | |

2. 国内の動向

①「男女雇用機会均等法」からの約 35 年

わが国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11 年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12 年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は改定を重ね、令和 2 年 12 月には、令和 3 年度を初年度とする「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

この中で、①「令和 2 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%以上」という国の目標が十分に達成されていないこと、②令和 2 年から国内でも顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大の影響でドメスティック・バイオレンス（DV）^{※1}が増加したり、女性の雇用状況が悪化したこと、③諸外国よりも男女共同参画の進展が遅れていること、などを踏まえ、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取り組みを進める」を新たな目標とし、AI（人工知能）^{※2}やデジタル技術の活用、DVの根絶、男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透、男女共同参画の形成をけん引する人材の育成、男性の育休取得などによる育児参加の促進などを、取り組むべき事項として掲げています。

②女性のいっそうの活躍推進と人権擁護へ向けて

さらに、平成 27 年には「女性活躍推進法」が成立・一部施行され、国や地方公共団体および民間事業主（従業員 301 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。

この法律は令和 4 年 4 月に改正され、行動計画策定の義務が従業員 101 人以上の事業主へと、対象が拡大されています。

DVについては、配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13 年にDV防止法が施行されました。この法律は平成 25 年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

※1 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

※2 AI（人工知能）

コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

3. 県の動向

県では、平成2年に「2001 ながさき女性プラン」を、平成15年には「長崎県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

江戸時代末期に貿易商として活躍した大浦慶にちなんだ「大浦お慶プロジェクト」による女性の力を活かした地域活性化や、「男性相談窓口」開設による男性への支援など、地域の実状に応じた施策を、さまざまな分野で展開しています。

令和3年3月には、「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン 2025～」が策定され、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つを基本理念に掲げて、「ひとりひとりが豊かな人生を送ることのできる社会づくりを目指す。」としています。

また、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を基本目標のトップに掲げ、審議会等の委員への女性の参画促進や県管理職等への女性の登用推進、「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進などに努める方針となっています。

このほか、計画の進捗状況をまとめた「長崎県の男女共同参画の現状と施策」を毎年公表するなど、情報公開にも注力しているところです。

4. 本市の動向

本市では、8町合併により市政が発足した平成18年に南島原市男女共同参画推進懇話会を設置し、男女共同参画にかかる課題や取り組むべき事項等について協議を重ね、平成20年3月には「南島原市男女共同参画計画」を策定しました。

平成23年には、さまざまな分野での識見・経験を持つ女性に政策・方針決定過程に参画していただくことなどを目的とした南島原市女性人材バンク[※]を設置するとともに、県内市町では初となる南島原市配偶者暴力相談支援センターを設置するなど、女性の活躍推進や誰もが安心して暮らせる社会づくりに努めてきました。

平成30年3月に策定した前計画の期間中においては、「男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進」「仕事と生活の調和による男女共同参画の推進」「あらゆる分野における女性の活躍」「誰もが安心して暮らせる社会の実現」の4点を基本目標とし、多様な施策を推進してきたところです。

※ 女性人材バンク

市の各種審議会・委員会への女性の積極的登用を目指すため、いろいろな分野で識見・経験を持つ女性をあらかじめ登録するもの。

国際婦人年以降の主な動向

和暦	西暦	世界と国の動き	県と本市の動き
昭和 50	1975	「国際婦人年」 第1回世界女性会議	
昭和 52	1977	「国内行動計画」策定	
昭和 53	1978		長崎県婦人問題懇話会・婦人関係 行政推進会議設置
昭和 54	1979	国連「女子差別撤廃条約」採択	
昭和 60	1985	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「男女雇用機会均等法」制定 「女子差別撤廃条約」批准	
平成 2	1990		2001 ながさき女性プラン策定
平成 3	1991	「育児休業法」制定	
平成 6	1994	男女共同参画推進本部設置	
平成 7	1995	第4回世界女性会議 「北京宣言及び行動綱領」採択	
平成 11	1999	「男女共同参画社会基本法」制定	長崎県女性問題懇話会を長崎県男女 共同参画懇話会に改組
平成 12	2000	国連特別総会「女性2000年会議」 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」制定	「長崎県男女共同参画計画」策定
平成 13	2001	「DV防止法」制定	
平成 14	2002		「長崎県男女共同参画推進条例」制定
平成 17	2005	国連「北京+10」閣僚級会合	8町合併により南島原市誕生
平成 18	2006		「長崎県DV対策基本計画」策定 南島原市男女共同参画推進懇話会設置
平成 19	2007	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ^{※1} 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20	2008		「南島原市男女共同参画計画」策定
平成 23	2011	UN Women ^{※2} 正式発足	南島原市女性人材バンク設置 南島原市配偶者暴力相談支援センター 開設
平成 25	2013		「第2次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン」策定
平成 26	2014		ながさき女性活躍推進会議発足
平成 27	2015	国連 SDGs採択 「女性活躍推進法」制定 「第4次男女共同参画基本計画」策定	
平成 28	2016		「第3次長崎県男女共同参画基本計 画」策定
平成 30	2018		「第3次南島原市男女共同参画計画 ハーモニープラン」策定
令和 2	2020	「第5次男女共同参画基本計画」策定	
令和 3	2021		「第4次長崎県男女共同参画基本計 画」策定

※1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

※2 UN Women

「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」のこと。2010年7月の国連総会決議において、既存のジェンダー関連4機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)を統合して発足した。

5. 本市の現状と課題

①総人口、女性の就業率、出生率の推移

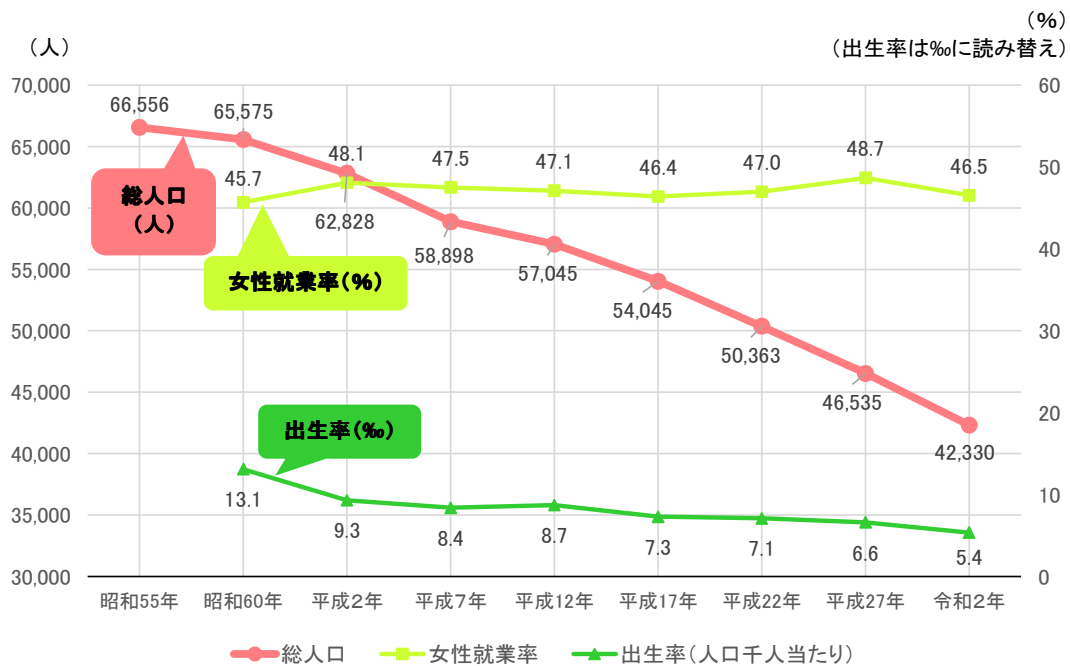
本市の総人口は年々減少を続けており、令和2年は昭和55年と比較して約4割減の42,330人となっています。

女性の就業率はほぼ横ばいで推移しており、おおむね47~48%前後となっています。

出生率（人口千人あたりの出生数）は減少を続けており、令和2年には5.4‰（パーミル）*にまで低下しています。

*‰（パーミル）とは1,000分の1を示す単位で、今回は人口千人あたりの出生数を示しています。

【総人口、女性就業率、出生率の推移】



資料：総人口と女性就業率は国勢調査、出生率は人口動態調査

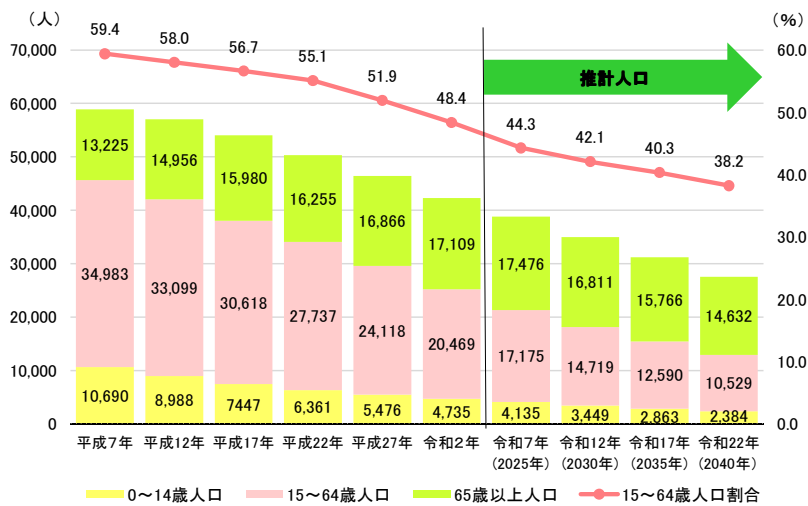
②年齢3区分別人口の推移と将来推計

年齢3区分別の人口の推移をみると、0～14歳人口（年少人口）と15～64歳人口（生産年齢人口）はともに一貫して減少を続けているのに対し、65歳以上人口（老年人口）は増加を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による平成30年の将来推計人口では、65歳以上人口の増加が令和12年以降減少に転じるのに加え、0～14歳人口と15～64歳人口はさらに減少することから、全体としては人口減少が継続する見通しとなっています。

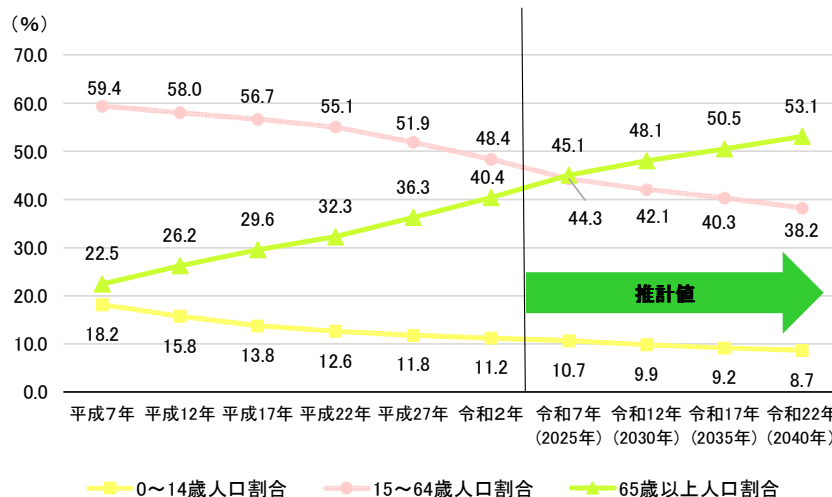
この結果、経済活動を支える15～64歳人口の構成比は一貫して減少を続け、65歳以上人口が令和7年に15～64歳人口の割合を上回り、さらに令和17年には総人口の半数を上回る見通しとなっています。

【年齢3区分別人口の推移と将来推計】



資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は社人研による平成30年の推計

【年齢3区分別人口構成比の推移】



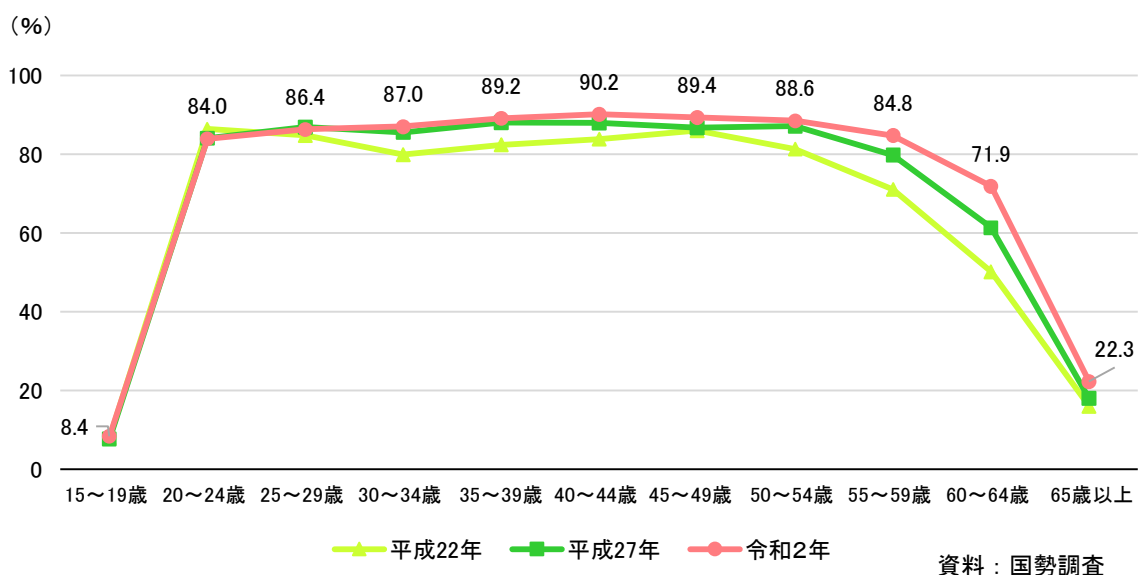
資料：令和2年までは国勢調査、令和7年以降は社人研による平成30年の推計

③女性の労働力率の推移

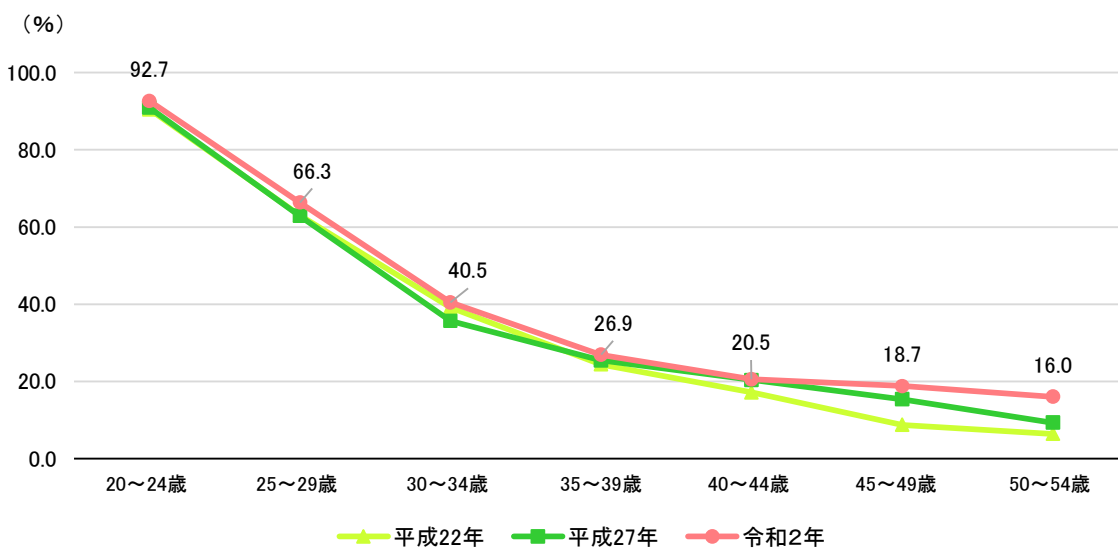
女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは実際に働いている人といつでも働ける人(完全失業者)の合計）の推移をみると、子育て世代にあたる25歳～39歳あたりにかけての低下が平成27年以降ほぼみられず、グラフが水平状態となっています。（通常、子育て期にあたる女性の労働力率が低下し、グラフがアルファベットのMの形になることが多い）

このことから、この世代の女性の社会進出が進んでいることに加え、女性労働力人口に占める未婚者の割合が増加傾向にあることが影響していると考えられます。

【女性の労働力率の推移】



【女性労働力人口における未婚者の割合（離別及び死別を除く）】

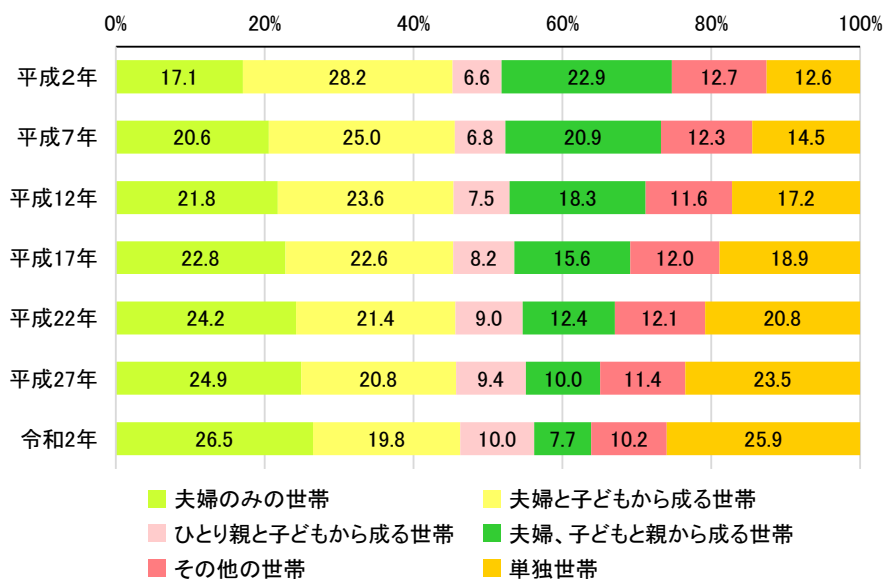


④一般世帯における家族類型の推移

一般世帯における家族類型別構成比の推移をみると、「夫婦のみ世帯」と「単独世帯」の増加が目立ち、「ひとり親と子どもから成る世帯」も増加を続けています。

一方、「夫婦と子どもから成る世帯」と「夫婦、子どもと親から成る世帯」（三世代世帯）は減少を続けており、特に三世代世帯は令和2年には1割を下回っています。

【一般世帯における家族類型別構成比の推移】

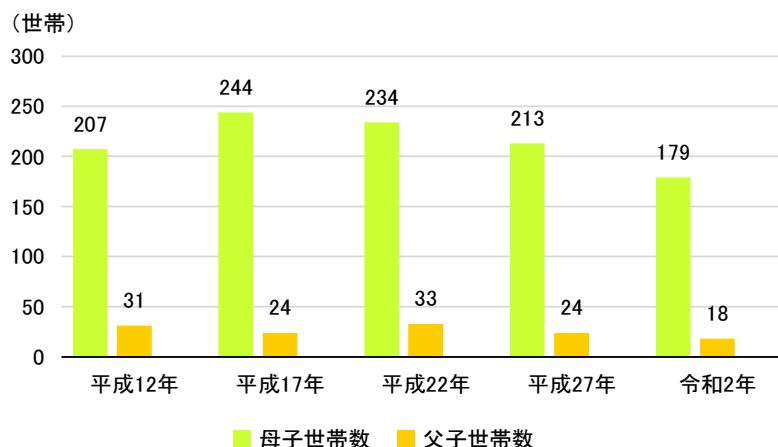


資料：国勢調査

⑤母子世帯・父子世帯数の推移

ひとり親と子どもから成る世帯割合は増加しているものの、母子世帯・父子世帯数の推移をみると、母子世帯は平成17年をピークに、父子世帯は平成22年をピークに、それぞれ減少傾向となっています。

【母子世帯・父子世帯数の推移】



資料：国勢調査

⑥本市における女性活躍の状況

管理職に占める女性割合の推移をみると、令和2年度に一度下がったものの、令和3年度以降増加し、令和4年度に5.9%となっています。

【管理職に占める女性割合の推移（全部局）】

※目標／令和8年度までに管理的地位にある職員に占める割合を13%以上にする

(%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1.8	3.5	0	1.9	5.9

資料：南島原市

職員の男女別育休取得率をみると、毎年、男性の取得率は0.0%、女性の取得率は100.0%となっています。

【男女別の育休取得率（全部局）】

※目標／令和8年度までに育児休業を取得する男性職員を1人以上にする

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男性	対象者数(人)	8	10	8	9	6
	取得率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
女性	対象者数(人)	1	2	3	3	3
	取得率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：南島原市

審議会委員に占める女性の割合をみると、増減はあるものの、ほぼ20%前後で推移しています。

市議会議員に占める女性の割合をみると、増加傾向にあり、令和4年度は10.5%となっています。

【審議会に占める女性の割合】

(%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
19.7	19.2	20.9	22.0	22.5

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【市議会議員に占める女性の割合】

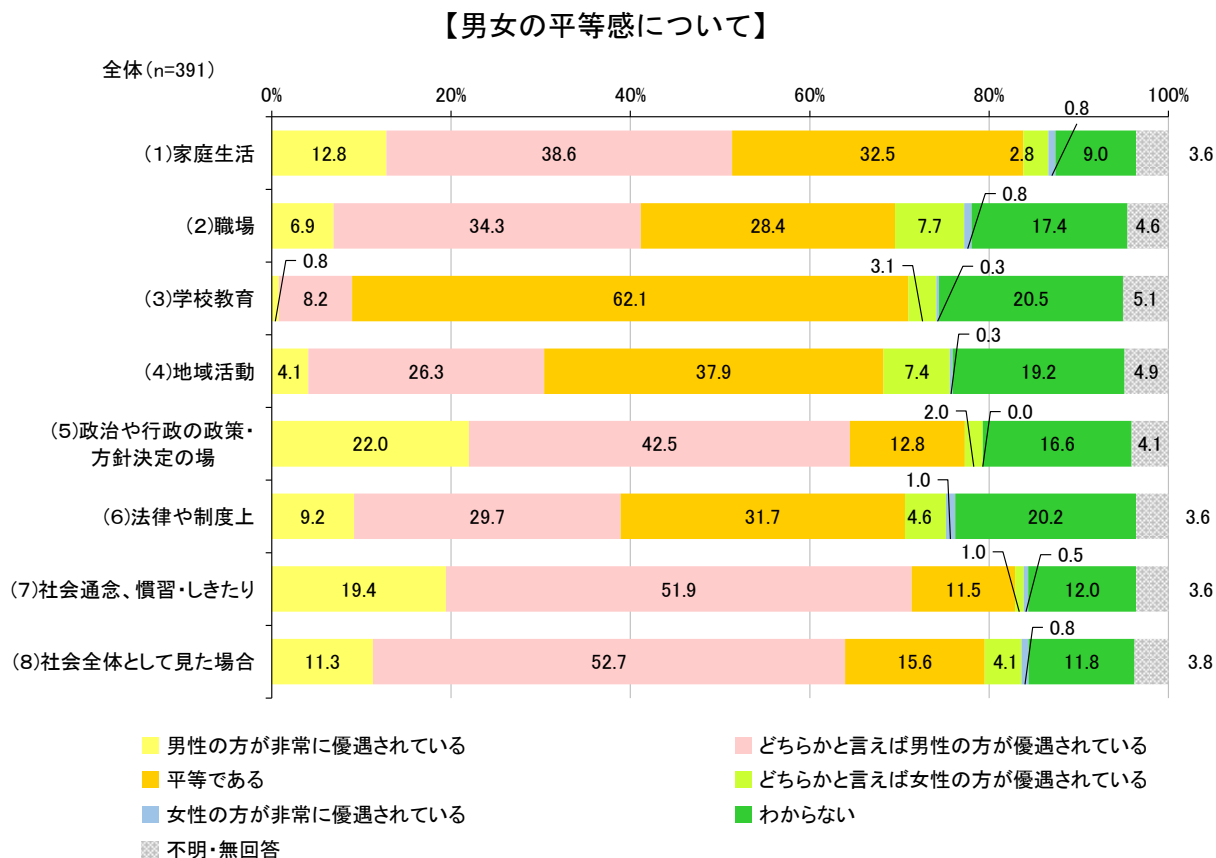
(%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
5.2	5.9	5.9	5.9	10.5

資料：市区町村女性参画状況見える化マップ・南島原市

⑦男女の平等感(市民アンケートから)

市民アンケート調査(令和4年1月実施)の結果から男女の平等感についてみると、「学校教育」では「平等である」が6割を上回っているものの、「家庭生活」「政治や行政の政策・方針決定の場」「社会通念、慣習・しきたり」「社会全体として見た場合」の4項目で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」の合計が半数を上回っています。

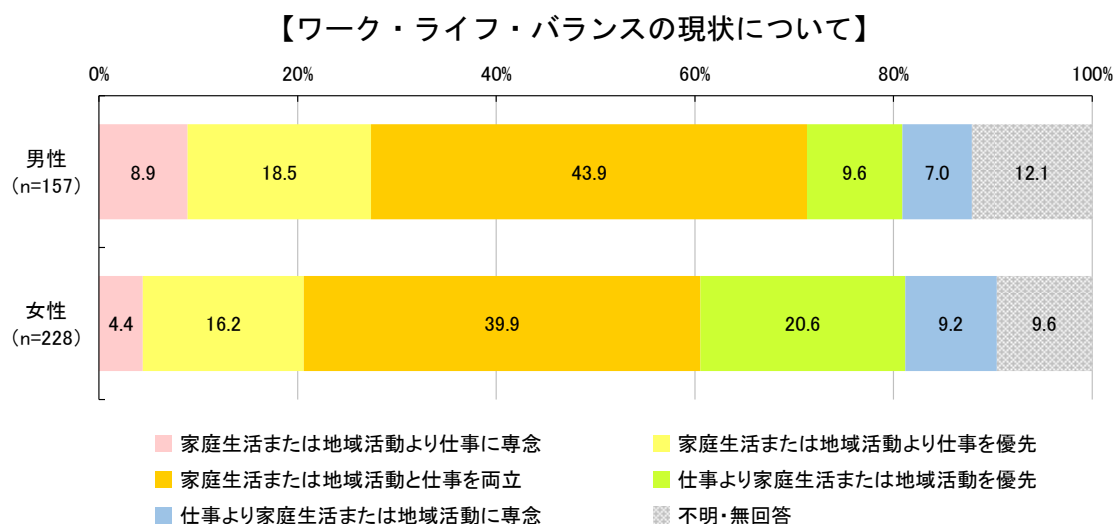


資料:「第4次南島原市男女共同参画計画」策定にかかるアンケート調査

⑧ワーク・ライフ・バランスの現状（市民アンケートから）

市民アンケート調査（令和4年1月実施）の結果からワーク・ライフ・バランスの現状についてみると、男女ともに「家庭生活または地域活動と仕事を両立」が最も高くなっています。

男性では「家庭生活または地域活動より仕事に専念」が女性のほぼ倍となっており、女性では「仕事より家庭生活または地域活動を優先」が男性の倍以上となっています。



資料：「第4次南島原市男女共同参画計画」策定にかかるアンケート調査

— 現状からみえる課題のまとめ —

- 総人口の減少、生産年齢人口の減少や出生率の低下が続く中、女性の活躍推進がますます重要となっています。また、働きながら出産・子育てができる環境のいっそうの整備が重要となっています。
- 少子高齢化が顕著となっており、高齢者を地域社会全体でケアする体制を整え、女性に偏りがちな介護負担の軽減を図ることが重要となっています。
- 子育て世代の女性の労働力率が高いことから、職場における男女共同参画の推進、パワハラ(パワー・ハラスメント)^{※1}・セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)^{※2}等の防止、子育て支援の充実などが重要となっています。
- 夫婦のみの世帯や単独世帯が増えていることから、家庭内での男女共同参画の推進や、性別にかかわらず家事全般をこなせる力の育成が重要となっています。
- 市の管理職における女性の割合や職員の育休取得率などは目標から大きく乖離しており、目標達成へ向けたいっそうの取り組みが必要となっています。
- アンケートで男性優遇との意見が多い「家庭生活」「政治や行政の政策・方針決定の場」「社会通念、慣習・しきたり」などにおいて、特に男女共同参画のいっそうの推進に注力する必要があります。
- 男女ともに、ワーク・ライフ・バランスのいっそうの推進を図ることが重要となっています。

— 南島原市男女共同参画推進懇話会の提言より —

南島原市男女共同参画推進懇話会が令和4年1月に「第4次南島原市男女共同参画計画の策定に向けた提言書」をまとめています。そこで提言された具体的な施策は以下の通りです。

「基本目標1. 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進」にかかる施策

市の広報紙やホームページなどを活用した情報発信をより充実させる。

学校における男女平等教育及びキャリア教育^{※3}を推進する。

啓発対象、内容や方法などに工夫した講座や研修を実施し、学習機会の充実を図る。

※1 パワハラ(パワー・ハラスメント)

職務上の地位や権力などを利用したいやがらせのことで、業務の適正な範囲を超え、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為などのこと。

※2 セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)

相手の意に反した性的な言動を行うことにより不快感を与え、その者の尊厳を傷つけ、就業環境その他の生活環境を害し、または性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えること。

※3 キャリア教育

子どもたちの社会的・職業的自立に向け、児童・生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

「基本目標2. 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進」にかかる施策

「男女共同参画週間」を活用し、ワーク・ライフ・バランスウィークと定め、広報紙・ホームページを活用した情報発信をより積極的に行う。

仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実を図る。

職業生活と家庭生活の両立のため職場環境改善の周知を図る。特に男性の育児・介護休業取得促進のための啓発活動を積極的に行う。

「基本目標3. あらゆる分野における女性の活躍」にかかる施策

市の審議会等の委員への女性の登用について、公募委員の募集における女性の積極的な選考や、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体へ協力を求めるなどの取り組みを推進する。

多様な経験を積めるような人事配置や研修の実施等により、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用に向けた人材育成・能力開発を図る。

農林水産業や商工業等自営業における女性の経営参画を推進する。

女性リーダー育成促進のための学習機会の提供

「基本目標4. 誰もが安心して暮らせる社会の実現」にかかる施策

関係機関が緊密に連携し、DV発生の予防とDV被害者への切れ目のない支援体制を強化する。

DV被害にあった場合の各種相談窓口を広報紙やホームページを活用して周知する。また、相談窓口掲載カードの設置場所を増やし広く市民に周知する。

市の防災会議における女性委員の割合を増加させるため、助産師会や看護協会を追加する等構成団体の見直しを行う。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局作成)に基づき、避難所における女性と男性の安全・安心の確保等、男女共同参画の視点からの取り組みを推進する。

※基本目標は前計画のもの

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の策定にあたって、前回計画の基本理念である「男女（とも）に育てよう 笑顔あふれる 南島原」をさらに発展させ、より良い男女共同参画社会の実現を目指すべく、以下の基本理念を掲げ、基本方針及び施策の方向性、具体的な施策などのすべてを、この基本理念にそって展開します。

とも 男女に輝こう 夢と希望あふれる 南島原

南島原市は、女性も男性も、お互いを社会の対等な構成員として、性別や個性を認め合いつつ、全員が個性を発揮することができ、家庭・職場・地域社会などのあらゆる分野で男女がともに協力して、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく自らの意思によって生き生きと活動し、みんなの夢や希望があふれ、叶えていくことができる男女共同参画社会を目指します。

2. 本市が目指す姿

基本理念に基づき、以下の4点を本市が目指す姿として設定し、計画内容や施策に反映させます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進

男女共同参画の意識が浸透し、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる市を目指します。

家庭や地域社会などあらゆる場面における男女共同参画の実現に向け、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消のための広報・啓発活動に努めるとともに、学校教育や生涯学習における啓発推進に努めます。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進

仕事と生活の調和を実現し、誰もが働きやすい市を目指します。

男女がともに仕事と生活に関する責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透を図るとともに、民間事業者や関係機関と連携し、働き方の見直しを進めます。また、育児・介護等の支援に努めます。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

男女がともに対等に社会に参画し、男女がともに活躍できる市を目指します。

すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できる社会づくりを目指します。特に、女性活躍推進法が成立したことも踏まえ、女性の参画拡大、就労支援、地域等における女性の活躍促進などについて、重点的に取り組みます。

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

男女の人権が尊重され、誰もが安全・安心で住みよい市を目指します。

社会問題となっている女性への暴力の根絶や、女性の就業環境や晩婚化などの環境変化を踏まえた健康支援への対応、生活上の困難を抱えた人に対する支援など、関係機関と連携し引き続き取り組みます。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">男女<small>とも</small>に輝こう 夢と希望あふれる 南島原</p>	<p>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進</p>	<p>1. 全市的展開による広報・啓発の推進</p> <p>2. 学校教育における啓発の推進</p>
	<p>基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進</p>	<p>1. 仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し</p> <p>2. 子育てと介護の支援の充実</p>
	<p>基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍</p>	<p>1. 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大</p> <p>2. 農業・水産業・商工業等自営業における女性の参画推進</p> <p>3. 女性の就労支援</p> <p>4. 地域づくりへの女性の参画推進</p>
	<p>基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現</p>	<p>1. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</p> <p>2. 生涯にわたる健康支援</p> <p>3. 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>4. 防災・復興における男女共同参画の推進</p>

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた理解・普及の促進

【現状と課題】

男女共同参画の実現は、すべての市民が男女共同参画に対して興味・関心を抱き、高い意識を持つ必要があります。本市では、これまで多岐にわたって取り組みを進めてきており、少しずつ男女共同参画の考え方が浸透しているものの、高い意識をすべての市民が持てていない状態です。

令和4年の市男女共同参画アンケート調査によると、男女の平等感について、「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が「社会通念、慣習・しきたり」71.3%、「政治や行政の政策・方針決定の場」64.5%、「社会全体として見た場合」64.0%、「家庭生活」51.4%の順で高く、平等と答えた人の割合が低い状況にあります。

また、男女共同参画に関連する言葉の認知度（「内容まで知っている」と「聞いたことはあるが内容までは知らない」の合計）については、「育児休業制度・介護休業制度」89.3%、「イクメン^{※1}」85.4%、「男女雇用機会均等法」80.8%、「男女共同参画社会」72.6%、「ジェンダー^{※2}」70.6%の順で高くなっていますが、これら以外の言葉については依然として低い状況にあります。

このため、家庭や地域社会などあらゆる場面において、男女共同参画を実現していくためには、これまで以上に男女平等および男女共同参画の意識を浸透させていく必要があります。あらゆる機会を通じた積極的な広報・啓発や学習機会の充実を図るとともに、子どもの頃から、そういった考え方と身近に触れられるよう、学校教育における男女共同参画の学習の更なる充実を目指します。

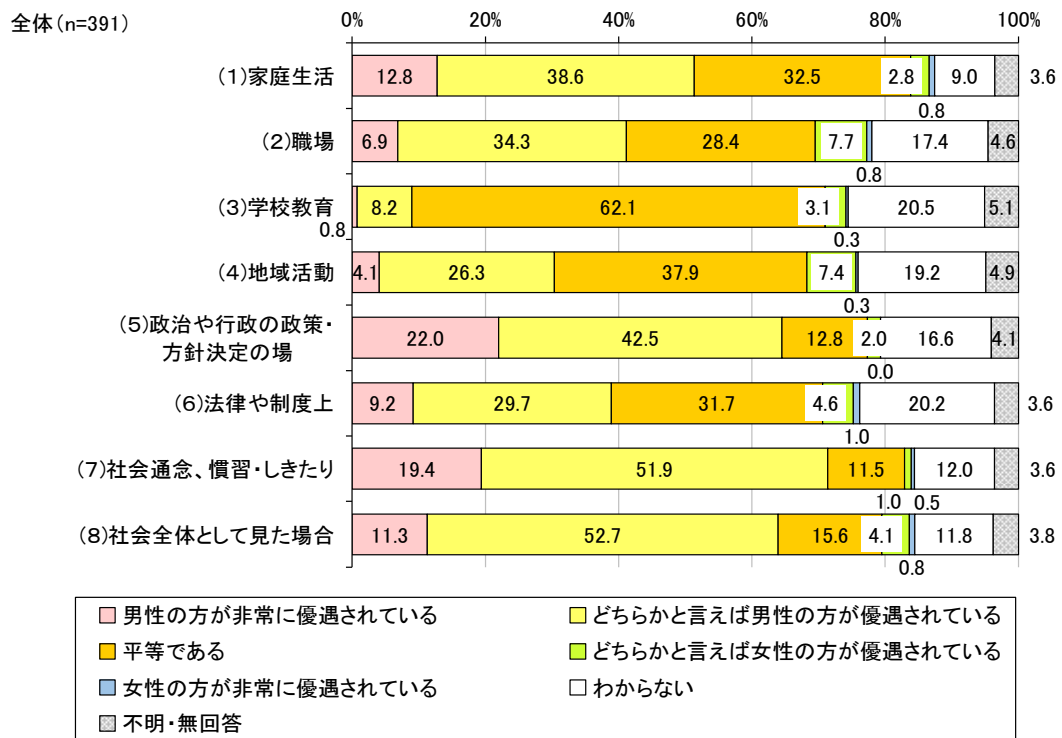
※1 イクメン

子育てする男性(メンズ)の略。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。

※2 ジェンダー

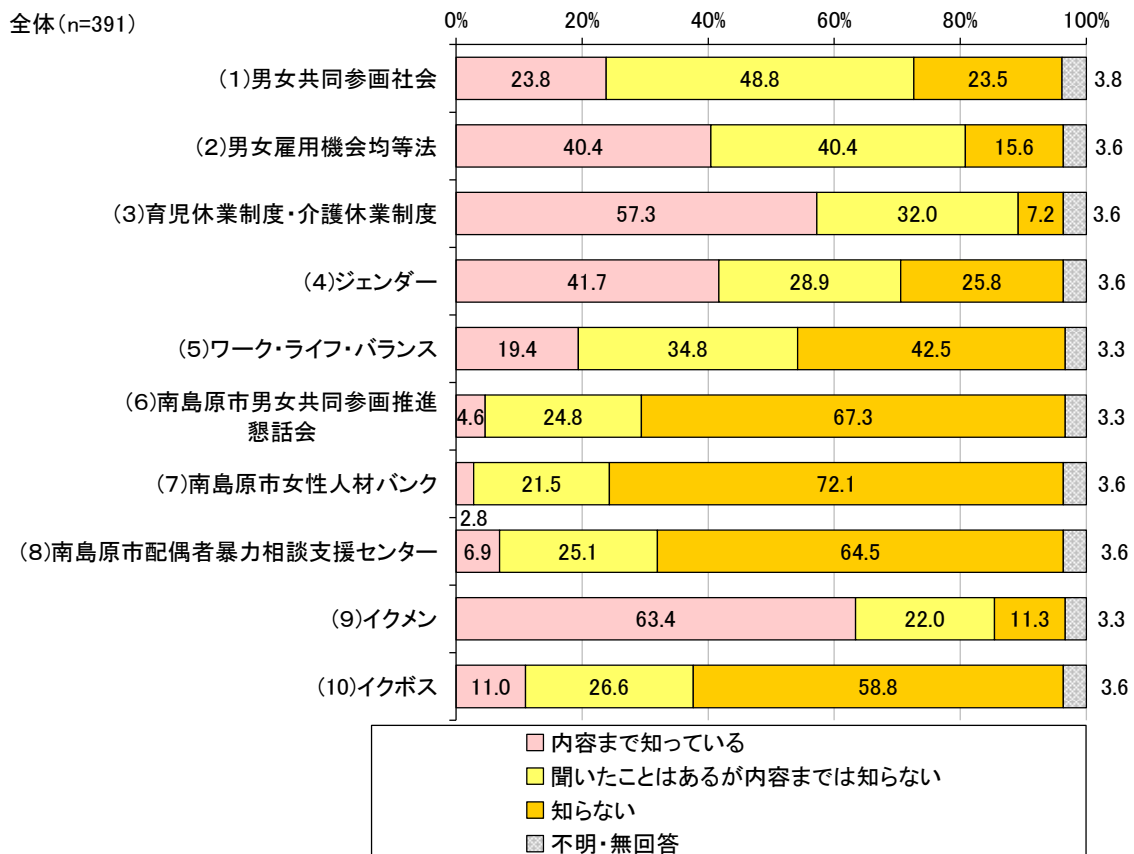
「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）と言う。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

●社会全体における男女の平等感



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

●男女共同参画に関連する言葉の認知度



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

全市的展開による広報・啓発の推進

(1) 多様な媒体を活用した広報・啓発の強化

①多様な媒体を活用した積極的な情報発信（市民課）

男女共同参画に関する情報の収集に努め、広報紙やホームページなどの多様な情報発信の媒体を活用し、積極的に情報提供します。また、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」など多様な機会を活用し、普及啓発を図ります。

②男女共同参画の視点に立った広報物づくり（総務秘書課・関係各課）

市の広報物を作成する際は、男女共同参画の視点に立ち、適切な表現を用いた紙面づくりを行います。また、市が実施する各種調査や統計については、男女別のデータに留意し、的確なデータ分析・公表を行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	72.6%	83.0%	市民課
広報紙、ホームページを通じた情報発信数（回／年）	1回	3回	市民課

(2) 学習機会の充実

①啓発講座等の開催（市民課）

男女共同参画について市民が深く理解し、男女の固定的役割分担意識※1を解消できるよう、啓発講座等を実施して学習機会の充実を図ります。また、性的マイノリティ※2等、性の多様性についても正しい理解や認識が得られるよう、講座等を通し啓発に取り組みます。

※1 固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 性的マイノリティ

性別違和（「体の性」と「心の性」が一致しない状態）の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛、両性愛）、身体的な性別が不明瞭な人などのこと。

②生涯学習としての学習機会の充実（生涯学習課）

地域と連携しながら学習の機会と内容の充実を図るとともに、学習の成果を社会に還元できるような環境づくりに取り組みます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
啓発講座の開催回数（回／年）	1回	3回	市民課
女性講座（公民館講座）の開催講座数（回／年）および参加者数（人／年）	21回 266人	25回 300人	生涯学習課

（3）各種団体等と連携した普及の推進

①各種団体等への出前講座の実施（市民課）

男女共同参画を推進するため、地域や各種団体、民間企業、学校等において広く出前講座を実施し、市内における学習機会の充実を図ります。

②あらゆる機会を通じた男女共同参画の啓発推進（市民課・関係各課）

各種団体等と連携しながら、地域での会議や集まりの場等あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点の配慮及び啓発を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
各種団体等への出前講座開催回数（回／年）	0回*	2回	市民課

*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。

（4）調査・研究の実施

①市民意識調査の実施（市民課）

南島原市男女共同参画推進懇話会との連携を図りながら、男女共同参画に関する情報収集や市民意識調査を実施し、男女共同参画社会の実現に向けて本市が抱える課題等の調査・研究を行います。

学校教育における啓発の推進

(1) 学校における教育・学習の充実

①男女平等教育の推進（学校教育課）

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、他者との対等な関係づくり、家庭生活の大切さなど、男女共同参画に関する考え方を学ぶ授業を行います。

②生涯を見通したキャリア教育の推進（学校教育課）

児童生徒が性別にとらわれることなく、主体的に自らの生き方や進路を選択することができるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進します。

③教職員の研修会等への参加（学校教育課）

県教育委員会と連携し、教職員を対象とした男女共同参画に関する研修会等への参加と理解を促進します。

(2) 適切な性教育の実施

①発達段階に応じた適切な性教育の実施（学校教育課・こども未来課）

身体や健康に関する科学的知識や生命の大切さを学ぶ性教育とともに、妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識を身につけて命の尊さや家族の大切さなどを学ぶ性教育（いのちの学習）を、児童生徒の発達段階に応じて実施します。また、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）※1に関する意識向上のための周知・啓発を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
いのちの学習を実施する中学校数（校）	6校	8校	こども未来課

(3) 配偶者等からの暴力（DV）予防教育の実施

①DV予防教育の実施（学校教育課・こども未来課）

配偶者からの暴力やデートDV※2の防止といった、DV被害の防止に向けて、学校における予防教育を実施します。

※1 「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

生殖に関する「健康」と「権利」のこと。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」、「何人」、「子どもを産むか、産まないか」を決定する自由、性・生殖に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられる。

※2 デートDV

恋人からの暴力行為のこと。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和による男女共同参画の推進

【現状と課題】

平成 28 年に女性活躍推進法が全面施行され、女性も自らが望む範囲で職業生活を営み、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す必要があります。このことは、少子高齢化が進む本市が、社会経済情勢が急速に変化していく中で持続可能な社会を構築するために重要なテーマとなっています。そういった社会環境を形成するためには、男女がともに協力しあい、家事や育児、介護などの家庭生活や地域活動と仕事を調和させることが不可欠です。

令和 4 年の市男女共同参画アンケート調査では、家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方についてみると、全体で「夫婦とも仕事を持つが、家事等も夫婦で分担すべき」が 43.7%、「夫婦の役割は固定しない」が 28.1%となっており、あわせて 71.8%を占めています。

一方、家庭内での役割分担と意思決定についてみると、食事のしたくや掃除、洗濯などの家事や育児の項目において「主として妻」または「どちらかと言えば妻」の割合が高く、女性の方が家庭生活における家事や育児などの負担が大きい状況がみられます。

さらに、ワーク・ライフ・バランスの望ましい形と現在の状況についてみると、女性にとっても、男性にとっても、ともに望ましい形は「家庭生活または地域活動と仕事を両立」が 70%前後となっているのに対し、現在の状況では 40%程度となっています。

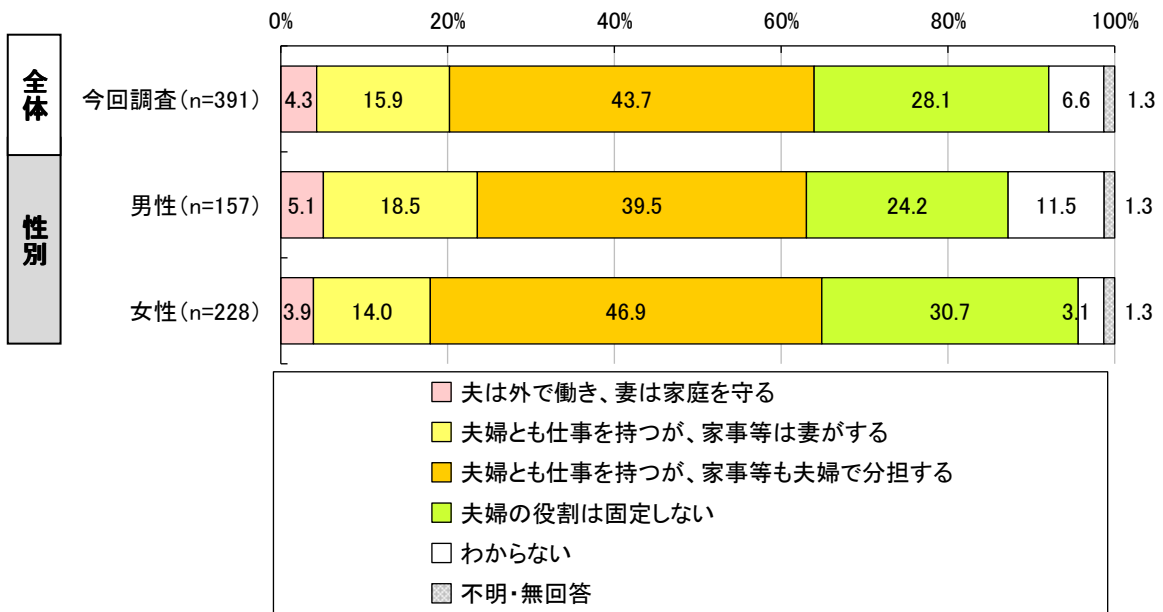
男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことについての質問では、「労働時間の短縮、フレックスタイム制(自由勤務時間制)[※]、在宅勤務制度を導入する」「女性が働くことに対する、家族や職場などの周囲の理解・協力を深める」がともに 32.0%と最も高く、次いで「男性が家事や育児、介護へ参加する」が 31.5%、「育児や介護のための施設やサービスを充実する」が 26.9%となっており、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備と女性が働くことへの理解・協力が特に望まれている傾向がうかがえます。

これらの調査結果を踏まえても、職場などにおいて「ワーク・ライフ・バランス」の理解と意識の浸透を図っていくとともに、働き方の見直しや誰もが働きやすい環境の整備を促していくことが重要です。また、子育てや介護等の支援を充実し、仕事と両立するための基盤づくりを行う必要があります。そして、家庭内においても性別による役割分担を固定化させることなく、男女ともに家事や育児、介護へ主体的に参加する意識を形成していかなければなりません。

※ フレックスタイム制(自由勤務時間制)

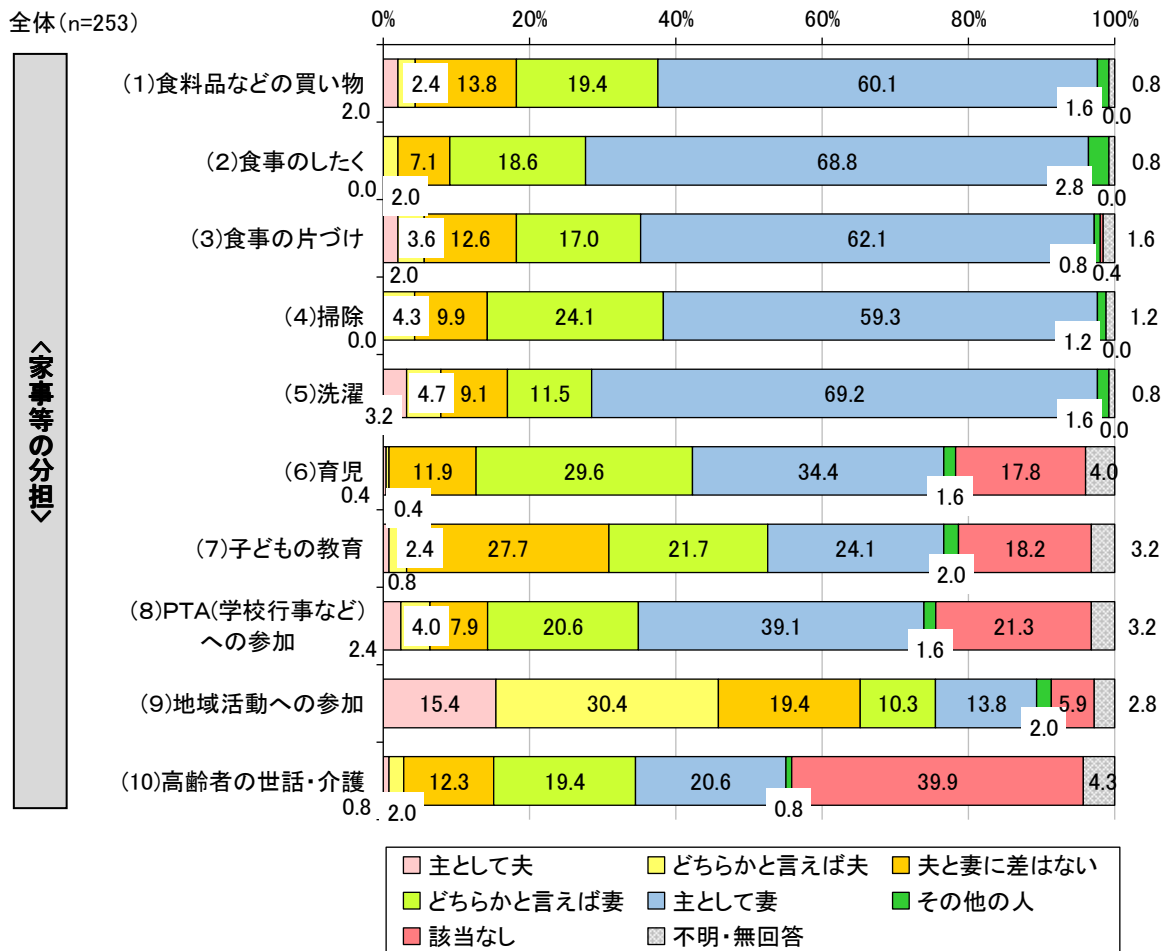
変形労働時間制の一つで、労使間の協定により、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のこと。

●家庭生活における夫婦の役割分担についての考え方



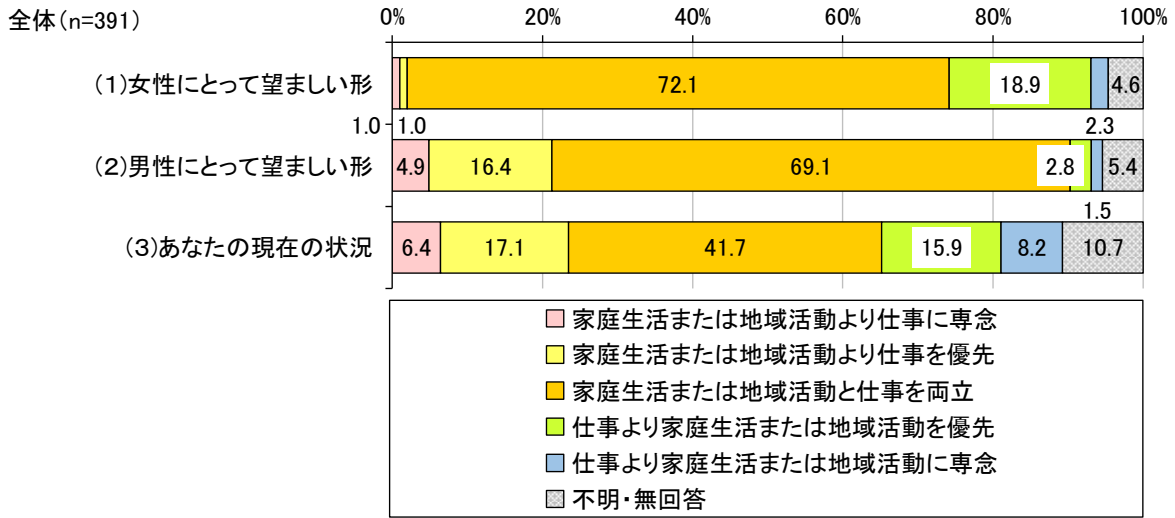
【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

●家庭内での役割分担



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

●ワーク・ライフ・バランスの状況



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

●男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと（3つまで選択）

単位：%		を是正する	在宅勤務制（自由勤務時間制）導入	労働時間の短縮、フレックスタイト制	「育児休業制度・介護休業制度」の取得を促進する ※	「子の看護休暇制度」の取得を促進する	子育て時期などにおける転勤に配慮する	男性が家事や育児、介護へ参加する	女性が働くことに対する理解・協力を深める	育児や介護のための施設やサービスを充実する	再雇用・出産などによる退職者の再雇用・制度を普及促進する	就職情報を積極的に提供する	男性、女性ともに自覚や意欲・能力を向上させる	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体(n=391)		26.3	32.0	24.0	23.5	13.8	31.5	32.0	26.9	24.8	9.5	18.4	2.8	5.1	3.3	
性別	男性(n=157)	29.3	36.9	23.6	19.1	14.0	26.1	28.0	22.3	25.5	10.2	19.7	3.2	7.0	3.2	
	女性(n=228)	24.6	28.9	24.6	26.8	14.0	36.0	33.8	29.8	24.6	8.3	17.1	2.6	3.5	3.5	
年代別	20歳代(n=48)	29.2	39.6	31.3	16.7	20.8	37.5	16.7	16.7	43.8	12.5	8.3	2.1	2.1	4.2	
	30歳代(n=48)	14.6	45.8	27.1	20.8	8.3	33.3	22.9	25.0	27.1	4.2	14.6	4.2	12.5	0.0	
	40歳代(n=59)	20.3	33.9	25.4	30.5	8.5	32.2	33.9	35.6	13.6	11.9	20.3	5.1	3.4	1.7	
	50歳代(n=66)	33.3	28.8	15.2	28.8	12.1	39.4	40.9	30.3	19.7	7.6	21.2	1.5	1.5	0.0	
	60歳代(n=79)	27.8	30.4	21.5	27.8	17.7	20.3	34.2	25.3	27.8	8.9	19.0	1.3	5.1	3.8	
	70歳代(n=90)	27.8	23.3	26.7	16.7	14.4	30.0	35.6	26.7	21.1	11.1	22.2	3.3	6.7	7.8	

【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

仕事と生活の調和の推進と働き方の見直し

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及

①ワーク・ライフ・バランスに関する啓発の推進（市民課）

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座等を行い、ワーク・ライフ・バランスの認知度を高め、男女ともに仕事と生活の調和がとれた暮らしの普及促進に努めます。また、「男女共同参画週間^{※1}」（6月23日～29日）をワーク・ライフ・バランスウィークと定め、この期間を中心に広報紙やホームページなどを活用し、情報発信を積極的に行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの参加者数（人／回）	0人*	30人	市民課

*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。

(2) 家庭内での固定的役割分担の解消

①広報・啓発の充実（市民課）

根深く残る家庭内での固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{※2}を解消し、家庭においてコミュニケーションをよく図ったうえで男女が対等に役割分担を行えるよう、広報・啓発の充実に努めます。

②男性の家事・育児参画の促進（市民課）

厚生労働省が実施している「男性の家事・育児・介護に関するキャンペーン」等についての周知・啓発をはじめ、男性の意識啓発を目的とした広報や情報提供を行い、男性の家事や育児への参画を促進する取り組みを進めます。

※1 男女共同参画週間

毎年6月23日から6月29日までの1週間であり、「男女共同参画社会基本法」の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設定されている。この週間には国や地方公共団体、各種団体により様々な啓発事業等が行われる。

※2 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

「無意識の偏ったモノの見方」のこと。性別だけでなく世代や学歴、出身など、人の「属性」だけで相手を決めつけてしまう、誰もが潜在的に持っている無意識での思い込みのことを指す。

(3) 働き方の見直しと多様な働き方ができる環境づくりの促進

①働き方の見直しに関する情報提供と周知・啓発（商工振興課・市民課）

長時間労働の抑制や労働時間の短縮、フレックスタイム制の導入、在宅勤務（テレワーク※等）の普及など、働き方の見直しの必要性について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。また、パートタイム労働等の非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換支援の促進についての周知・啓発に努めます。

②休業・休暇制度の導入に向けた普及促進（商工振興課・市民課）

育児休業制度・介護休業制度をはじめ、子育てや介護などに伴う休暇制度の導入について、国や県と連携して企業等への情報提供や周知・啓発に努めます。

(4) 市における仕事と生活の調和の推進

①長時間労働の抑制（人事課）

「南島原市特定事業主行動計画」に基づき、管理職員への周知徹底や業務の効率化を高め、超過勤務のさらなる縮減に取り組みます。

②育児・介護休業、休暇の取得（人事課）

「南島原市特定事業主行動計画」に基づき、職員が育児休業及び介護休業等を取得しやすい職場環境づくりを行います。特に、男性職員が配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を取得しやすい環境づくりに努め、休暇の取得を促します。

※ テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。通常勤務しているオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする。テレワークには、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務などがある。

子育てと介護の支援の充実

(1) 子育て支援の充実

①保育のための施設やサービスの充実（こども未来課）

子育てと仕事の両立を支援するため、保護者の多様なニーズに対応した延長保育や一時保育などの保育サービス等の充実を図るとともに、保育所等の整備を推進し、待機児童ゼロの維持に努めます。また、放課後児童クラブの充実を促進します。

②地域子育て支援の充実（こども未来課）

地域子育て支援センターを中心に地域で子育てを支援する環境を整え、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行い、子育て支援の充実を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
放課後児童クラブ数（か所）	26 か所	26 か所	こども未来課
地域子育て支援センター数（か所）	15 か所	16 か所	こども未来課

(2) 介護支援の充実

①介護支援の充実（福祉課）

介護と仕事の両立を支援するため、介護者が身近に相談できる体制を整え、介護予防を含めた介護サービスの整備を推進して、介護者の介護負担軽減に向けた支援の充実を図ります。

②介護の予防（福祉課）

元気な高齢者を増やして介護そのものを予防するため、フレイル^{※1}や認知症予防のための講話や健康リスクを抱える人への理学療法士^{※2}による運動指導等の実施、パンフレットの配布等を行い、介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を推進して自主的な介護の予防につなげます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
高齢者の特性を踏まえた介護予防事業参加延人数（人）	754 人	1,300 人	福祉課

※1 フレイル

「加齢により心身が老い衰えた状態」のこと。

※2 理学療法士

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職のこと。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

【現状と課題】

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会のあらゆる分野における活動への女性の参画を進めることが重要です。あらゆる分野で男女平等の視点を取り入れることによって、新しい価値の創造や女性の意欲の向上、社会環境の向上が期待できます。

しかし現状では、政策・方針決定過程の場をはじめとする社会の多くの分野において、女性の参画が依然として少ない状況にあります。本市の審議会委員等への女性の登用率は20%前後で推移しており、市職員における管理職に占める女性の割合は、5%程度にとどまっています。

女性の参画を拡大していくためには、性別による固定的役割分担意識の解消や仕事と生活の調和の浸透など、社会全体の意識改革を進めるとともに、女性の能力向上や積極的に参画する人材確保などにも取り組む必要があります。

●審議会等における女性委員の登用状況（経年）

	審議会等数	委員総数	うち女性委員数	女性委員比率	女性のいない審議会等数
平成19年	17	273	48	17.6%	3
平成20年	21	319	37	11.6%	7
平成21年	20	293	39	13.3%	6
平成22年	19	280	30	10.7%	6
平成23年	21	309	37	12.0%	5
平成24年	22	262	37	14.1%	6
平成25年	41	529	111	21.0%	7
平成26年	39	524	115	21.9%	6
平成27年	44	614	107	17.4%	6
平成28年	42	624	117	18.8%	6
平成29年	43	645	127	19.7%	5
平成30年	44	634	125	19.7%	8
令和元年	45	645	124	19.2%	1
令和2年	45	637	133	20.9%	7
令和3年	46	617	136	22.0%	9
令和4年	45	622	140	22.5%	5

【出典】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

●市の職務上の地位及び管理的地位にある職員に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	係長及び課長補佐相当職			管理職		
	総数	うち女性	比率	総数	うち女性	比率
平成19年	375	82	21.9%	91	9	9.9%
平成20年	380	82	21.6%	79	8	10.1%
平成21年	376	82	21.8%	64	3	4.7%
平成22年	387	87	22.5%	61	4	6.6%
平成23年	382	86	22.5%	58	3	5.2%
平成24年	378	83	22.0%	57	3	5.3%
平成25年	381	87	22.8%	57	3	5.3%
平成26年	370	83	22.4%	54	3	5.6%
平成27年	354	80	22.6%	52	2	3.8%
平成28年	332	73	22.0%	53	1	1.9%
平成29年	321	70	21.8%	56	1	1.8%
平成30年	314	68	21.7%	56	1	1.8%
令和元年	295	64	21.7%	57	2	3.5%
令和2年	287	60	20.9%	56	0	0.0%
令和3年	236	49	20.8%	53	1	1.9%
令和4年	225	47	20.9%	51	3	5.9%

【出典】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

●企画や方針を検討するような場へ女性が参画するために必要なこと（3つまで選択）

単位：%		性的差別意識を改める	家庭・職場・地域における役割分担	男性優位の組織運営を改める	家族の支援・協力が得られるようにする	女性の能力を向上させる機会を増やす	女性のネットワークを支援する	女性の意識を高める	女性の参画を積極的に進めようとする	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体 (n=391)		52.2	41.9	47.1	27.9	28.4	21.0	29.7	2.6	7.2	2.8	
性別	男性 (n=157)	54.1	43.3	45.2	26.8	24.2	21.0	32.5	2.5	10.2	2.5	
	女性 (n=228)	50.9	41.2	48.7	28.1	31.6	21.1	28.1	2.2	4.8	3.1	
年代別	20歳代 (n=48)	50.0	41.7	41.7	37.5	41.7	12.5	37.5	2.1	2.1	0.0	
	30歳代 (n=48)	54.2	35.4	41.7	10.4	31.3	8.3	22.9	0.0	12.5	4.2	
	40歳代 (n=59)	47.5	47.5	50.8	23.7	20.3	27.1	30.5	3.4	3.4	1.7	
	50歳代 (n=66)	57.6	54.5	56.1	22.7	31.8	21.2	13.6	1.5	9.1	0.0	
	60歳代 (n=79)	51.9	41.8	44.3	32.9	29.1	24.1	38.0	2.5	7.6	1.3	
	70歳代 (n=90)	52.2	32.2	45.6	34.4	22.2	25.6	32.2	4.4	7.8	7.8	

【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会等への女性の参画推進

①市審議会等委員への女性の登用促進（市民課）

公募委員の募集における女性の積極的な選考や、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体へ協力を求めるなどの取り組みを推進します。

②女性の人材発掘及び人材情報の提供（市民課）

審議会等への女性の参画を推進するため、女性人材バンクを通じて各分野で活躍する女性を発掘し、個人情報の保護に配慮しながら積極的に人材の情報を提供します。

また、女性人材バンク登録者に対しては、各種研修会等の案内や参画に関する情報提供を積極的に行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
審議会等委員への女性の登用率（％）	22.0%	33.3%	市民課
女性人材バンクの登録者数（人）	133人	150人	市民課
女性人材バンクからの委員登用数（人）	19人	30人	市民課

(2) 企業・各種団体等における女性の参画促進

①女性の積極的な参画に向けた啓発の促進（市民課）

企業や各種団体等における女性の積極的な参画に向けて、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対して行う厚生労働省の「えるぼし」認定制度など、女性の登用や女性人材の育成などに関する情報の提供を行い、周知・啓発を促します。また、男女労働者の間に生じている格差を解消するために、企業等が積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※に取り組むよう、関係機関、関係団体と連携しながら、啓発を進めます。

※ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

(3) 市における管理職等への女性の登用推進

①女性職員の管理職への登用推進（人事課）

「南島原市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を推進するため、各役職段階における人材プールを念頭に置いた人材育成を行います。

また、女性職員の管理職へ登用率を高めるためには、全職員に対する女性の割合を高めることも必要であり、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、SNS※1等を活用した積極的な広報活動を行い、女性職員の採用率の向上に努めます。

②市職員の能力向上のための研修の実施（人事課）

個々の能力の向上を図るための研修を行い、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用に向けた能力開発を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
市職員の女性管理職の登用率（％）	1.9%	13.0%	人事課
女性の採用試験の受験率（％）	17.1%	40.0%	人事課

施策の方向性2

農業・水産業・商工業等自営業における女性の参画推進

(1) 女性の経営参画推進

①家族経営協定※2の普及促進（農林課）

家族経営協定の普及を促進し、男女が対等なパートナーとして経営に参画できる環境づくりに努めます。

※1 SNS

「Social Networking Service」の略称で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

※2 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めること。

②農林漁業体験民泊受入による女性の参画推進（観光振興課）

農林漁業体験民泊の受入を促進し、民泊事業の運営方針決定等への女性の参画を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
家族経営協定の新規締結数（組）	6組	10組	農林課
農林漁業体験民泊の新規登録軒数（軒）	3軒	10軒	観光振興課
民泊に関する研修会・講習会への女性参加者数（人/年）	26人	30人	観光振興課

（2）女性リーダーの育成促進

①女性農業者研修会の実施（農林課）

県等と連携し、女性農業者に対して、経営管理能力の向上やスマート農業等の技術習得を図る研修を行います。

②女性リーダー育成セミナーの実施（商工振興課）

商工会等と連携し、各組織においてリーダーシップを発揮できる女性人材の育成を目的とした講演会や女性リーダー育成セミナーを実施します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
女性農業者研修会の開催回数（回/年）	2回	3回	農林課
商工会女性部研修会の開催回数（回/年）	2回	2回	商工振興課

施策の方向性3

女性の就労支援

（1）女性の再就職支援・起業支援

①女性の再就職支援（商工振興課・市民課）

子育てや介護等で一度仕事をやめた人の再就職を支援するため、就職情報の提供や、相談窓口の周知・啓発を図ります。

②女性の起業支援（商工振興課・市民課）

起業に関する情報の提供や、南島原市創業支援事業補助金を活用し、市内で起業を目指す女性を支援します。

(2) 女性の職業能力開発への支援

①女性の職業能力開発への支援（商工振興課・市民課）

国や県と連携し、就業を希望する女性が職業能力を開発するための機会や情報を提供するなど、女性の就業促進につながる支援を行います。

施策の方向性4

地域づくりへの女性の参画推進

(1) 女性の人材育成

①地域における女性リーダーの育成（市民課）

女性人材バンクを通じて、地域で活躍する人材の発掘を行い、地域における女性リーダーの育成を推進します。

②地域で活動する女性のための講座の実施（市民課）

地域における女性の参画推進を目的とした男女共同参画に関する出前講座を実施して周知・啓発に努め、自治会などの地域で活動する団体における政策・方針決定過程への女性の参画促進につなげます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
女性人材バンクの登録者数（人）※再掲	133人	150人	市民課

(2) 地域団体との連携

①地域団体との連携及び活動の支援（市民課）

地域や地域の女性団体等と連携して男女共同参画についての周知・啓発を行い、地域や女性団体等が行う男女共同参画の推進に向けた取り組みを支援します。

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント※、パワー・ハラスメント等の各種ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力が社会問題となっていますが、犯罪行為も含む決して許されない重大な人権侵害です。これらの女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、社会的状況に起因するという実態もあり、男女共同参画社会を実現する上でも克服すべき重要な課題です。

女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発や人権を尊重する教育にいっそう充実して取り組んでいく必要があります。また、本市は配偶者暴力相談支援センターを開設し、被害者の相談・支援を行っています。令和元年度の長崎県全体での調査によると、DV被害にあった男女のうち40.4%が「どこ（誰）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しています。被害者に対する相談・支援の充実とその周知をより強化していくことが必要です。

男女がともに生涯にわたり健康を維持し、一人ひとりが生き生きと暮らすためには、身体的な性差やライフステージ等による心身の変化についての正しい知識を身につけたうえで健康管理を行っていくことが重要であり、正確な知識や情報の提供、健康診査などの健康管理を支援する取り組みが必要です。心身や健康に関する性別の違いを知識として身につけることは、自身の健康維持はもとより、他者との違いを理解し、互いの人権を尊重することにつながります。

また、男女共同参画社会は、誰もがひとりの人間として尊厳され、皆が共生する社会です。ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人、性的マイノリティなど、多様な背景を抱える人々が、悩みや不安なく安心して暮らすことができ、さらにそれぞれの個性を活かして地域やまちに参加ができるよう、人権尊重の観点からきめ細やかな配慮や支援、環境整備を行う必要があります。

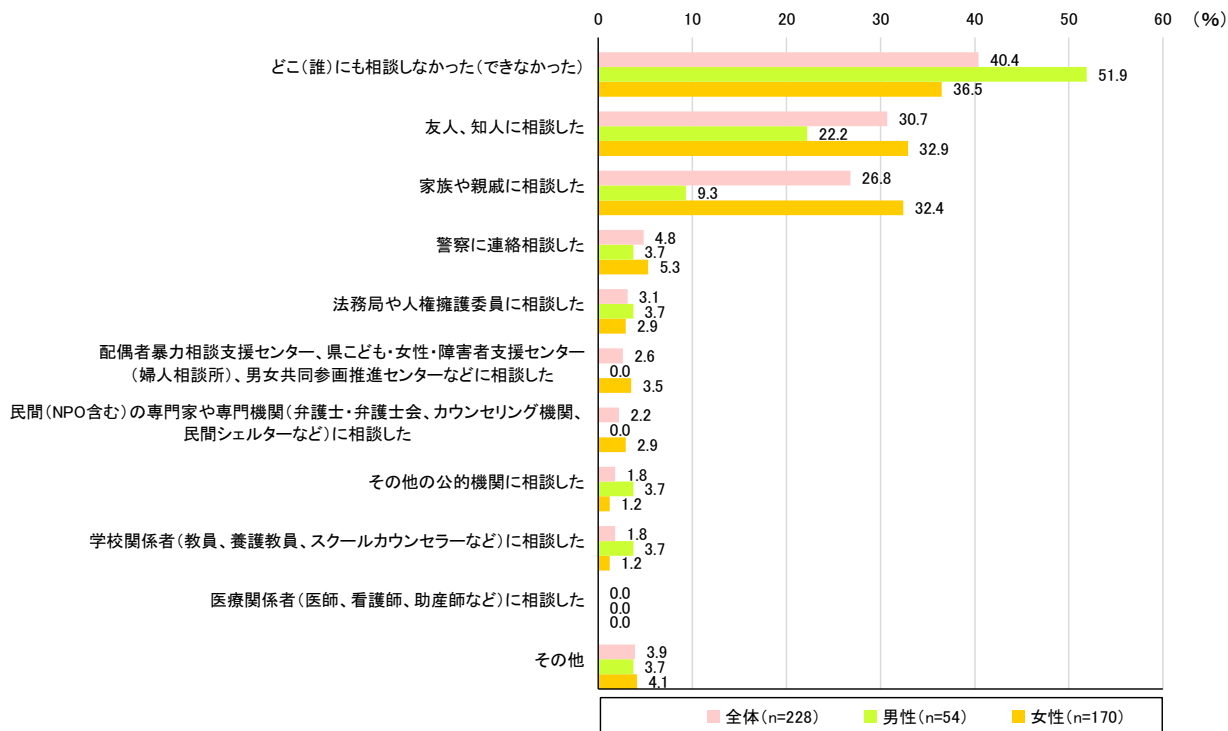
さらに、近年は国内各地で大きな災害が起こり、災害時は多くの人々が避難生活を余儀なくされる状況となっています。令和4年の市男女共同参画アンケート調査では、防災・災害復興対策における男女共同参画について、必要だと思うことについてみると、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室の設置、性犯罪を含む防犯対策など）」が57.5%と最も高く、次いで「避難所の運営、方針決定などにおいて男女がともに参画し、被災者対応に男女両方の視点が入ること」が49.6%、「防災計画・復興対策計画、防災会議に男女がともに参画し、男女両方の視点が入ること」が47.1%となっています。

こうした調査結果を踏まえ、災害時における避難所の整備・運営等の対応や日頃の防災についても、男女共同参画の視点を反映していくことが重要です。そのため、本市においても防災分野への女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を考慮した防災及び災害対策に取り組む必要があります。

※ マタニティ・ハラスメント

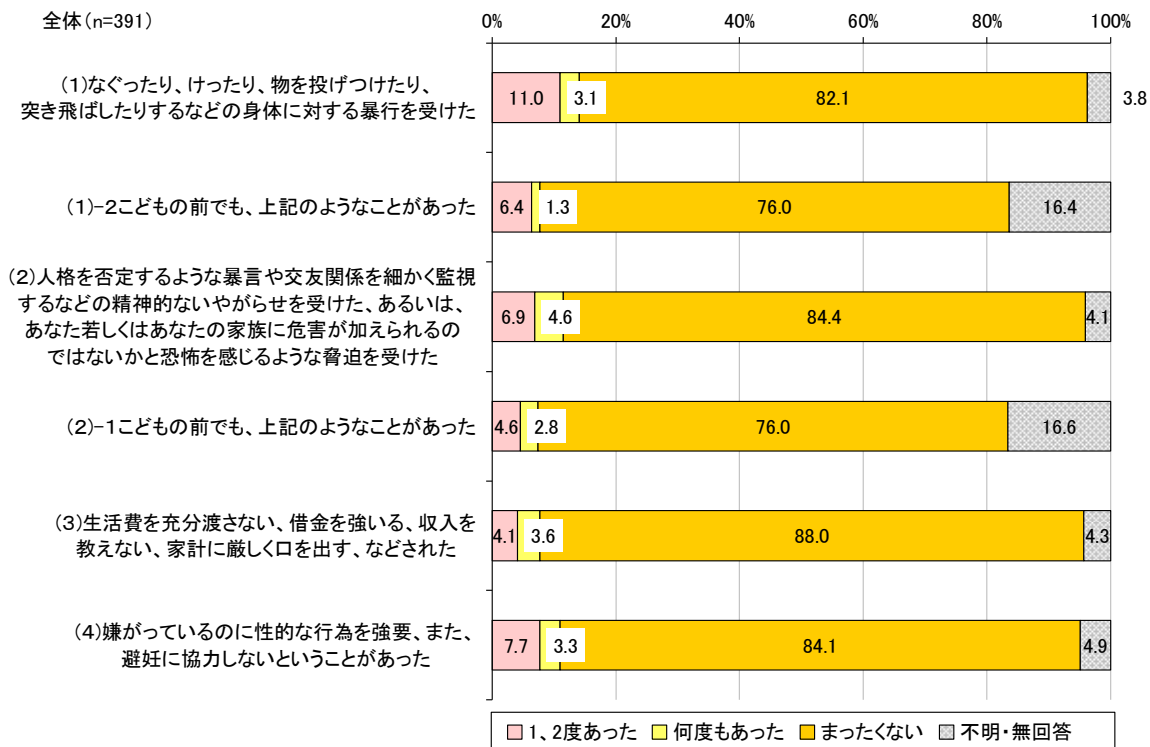
女性従業員が妊娠・出産・育児休業などを理由としていやがらせをされること。

●DV被害についての相談（長崎県）



【出典】長崎県「令和元年度男女共同参画社会に向けての県民意識調査」

●DV被害に関する経験等



【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

●防災・災害復興対策における男女共同参画について、必要だと思うこと（3つまで選択）

単位：%		方議に男女が入ることも参画し、防災計画・復興対策計画、防災会	対策本部に男女両方が参画し、	対応に男女両方の視点が入ること	避難所の運営、方針決定などにお	含む防犯対策など）	更衣室、授乳室の設置、トイレ、	避難所の設備（男女別の	談体の悩みや問題を女性受け付ける	被災者である男性及び女性のそれ	と年齢者等女性の視点が入ること	備蓄品について女性や乳幼児、高	サポーター体制）	高齢者の障がい者、妊産婦等への	災害時の救援医療体制（乳幼児、	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体(n=391)		47.1	33.0	49.6	57.5	14.8	31.5	37.6	1.5	2.3	4.3							
性別	男性(n=157)	54.8	34.4	52.2	47.1	17.2	23.6	36.3	1.9	3.2	4.5							
	女性(n=228)	41.7	31.6	48.2	64.9	13.6	37.3	38.2	1.3	1.3	4.4							
年代別	20歳代(n=48)	50.0	31.3	41.7	68.8	14.6	45.8	16.7	4.2	0.0	2.1							
	30歳代(n=48)	43.8	31.3	45.8	58.3	12.5	22.9	45.8	2.1	2.1	4.2							
	40歳代(n=59)	45.8	35.6	50.8	59.3	8.5	40.7	39.0	0.0	3.4	1.7							
	50歳代(n=66)	51.5	27.3	48.5	65.2	18.2	28.8	42.4	1.5	3.0	0.0							
	60歳代(n=79)	48.1	38.0	51.9	54.4	15.2	24.1	39.2	1.3	2.5	6.3							
	70歳代(n=90)	43.3	33.3	54.4	47.8	17.8	30.0	37.8	1.1	2.2	8.9							

【出典】南島原市「市男女共同参画アンケート調査（令和4年）」

女性等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 配偶者等からの暴力（DV）防止対策の推進

① 配偶者等からの暴力防止に向けた啓発（こども未来課）

配偶者等からの暴力は犯罪も含む重大な人権侵害であるとの認識を周知徹底させるとともに、互いに相手を尊重する関係が築けるよう、DVを未然に防止するためのさまざまな機会を捉えた意識啓発に取り組みます。

② 相談体制の充実と相談窓口の周知（こども未来課）

被害者の支援として、配偶者暴力相談支援センターにおいて、国や県と連携したきめ細かな相談体制の充実を図ります。また、被害者の早期発見・早期対応につながるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、DV被害にあった場合の各種相談窓口を広報紙やホームページ等を活用し広く市民に周知します。

③ 児童虐待防止対策の整備（こども未来課）

子どもの虐待やその背景にあるDVを早期に発見して安全を確保するとともに、子どもの心のケアを行い、健やかに成長できるよう、家庭児童相談員による支援を図ります。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
DV防止講演会等の開催回数（回／年）	0回*	1回	こども未来課
配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の受付件数（件／年）	17件	—	こども未来課
児童相談件数（件／年）	39件	—	こども未来課

*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。

(2) ハラスメント防止対策の推進

① 企業・団体等へのハラスメント防止のための啓発（市民課）

ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や団体等に対して啓発を進めるとともに、ハラスメント防止対策に関する情報提供を行います。

②市におけるハラスメント防止対策（人事課）

管理・監督職の職員をはじめ、非管理・監督職の職員にもハラスメント防止研修への参加を促し、知識の習得、対処等の理解を深め、ハラスメントの発生を未然に防止します。また、人事課内に設置している相談窓口について、職員への周知を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
ハラスメント防止研修会の開催回数(回/年)	1回	1回	人事課
ハラスメント相談窓口への相談件数(件/年)	0件	—	人事課

施策の方向性2

生涯にわたる健康支援

（1）ライフステージに応じた健康管理の支援

①健康診査の推進（健康づくり課）

特定健康診査やがん検診等の受診体制を整え、男女が性差やライフステージに応じて自己の健康を適切に管理することを支援します。

②心の健康の保持（福祉課）

市内中学校において、いのちの大切を改めて考える機会を提供し、心の健康に関する健康教育の機会を充実させます。

③生涯にわたるスポーツ活動の推進（生涯学習課）

地域団体等と連携し、個々人のライフステージに応じた、適度なスポーツ活動を取り入れた健康の保持増進を推進します。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
特定健診受診率（％）	37.9%	60.0%	健康づくり課
女性のがん検診（乳がん・子宮がん）受診率（％）	12.1%	24.0%	健康づくり課
心の健康づくり講演会開催回数（回/年）	0回*	1回	福祉課
スポーツ教室参加者数（人/年）	170人	300人	生涯学習課
ひまわりウォーク参加者数（人/年）	—	100人	生涯学習課

*令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により未開催。

(2) 妊娠・出産に関する健康管理の支援

①妊産婦と乳幼児の健康管理の支援（こども未来課）

母子ともに安心・安全な出産を迎え、子どもが健やかに生まれ育つために、妊産婦と乳幼児に対して定期的な健康診査の受診を促進し、妊産婦と乳幼児の健康管理を支援します。特に産後の不安や体調不良等について、十分な支援を行うため、産後ケア事業を実施します。

②妊娠・出産、子育てに関わる相談体制の充実（こども未来課）

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談に応じ、保健指導、不妊に関する相談や経済支援、子育てに関する指導・助言等を行います。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
乳幼児健康診査受診率（％）	96.0％	100.0％	こども未来課

施策の方向性3

生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1) ひとり親家庭への支援

①ひとり親家庭への支援の充実（こども未来課）

ひとり親家庭で困難を抱える人に対する相談体制の充実に努めます。

また、ひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援等を行います。

(2) 高齢者や障がいのある人への支援

①相談体制の充実（福祉課）

各地区において民生・児童委員が地域で起こった諸問題の相談に応じたり、安否確認や見守りのための訪問活動を行ったりするとともに、関係機関との調整により解決を図ります。

また、8050問題^{※1}やダブルケア^{※2}など複合化・複雑化する課題に対応できるよう研修会等を実施していきます。

※1 8050問題

「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題のこと。

※2 ダブルケア

子育てと親や親族の介護を同時に担うこと。

②高齢者や障がいのある人が安心して暮らすための支援（福祉課）

高齢者や障がいのある人が安心して地域で暮らし続けられるよう成年後見制度※の利用促進等、権利擁護支援の充実を図ります。また、虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等の連携協力体制の整備を図ります。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
民生・児童委員年間相談支援件数	4,648件	6,000件	福祉課
成年後見制度相談・周知回数	351回	370回	福祉課

施策の方向性4

防災・復興における男女共同参画の推進

（1）男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組み推進

①防災における女性の参画推進（防災課）

地域防災の取り組みについては、男女共同参画の視点を取り入れることが重要であり、防災の政策・方針決定過程である市防災会議や災害の現場に出動する消防団への女性の参画を積極的に推進します。

②避難所における配慮（防災課）

災害時における避難所において、女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図るなど、国のガイドラインに基づき、男女共同参画の視点を持って取り組みます。

③災害時におけるこころのケア（市民課・こども未来課）

非常時においては、女性や子どもが虐待、DV、性暴力等の被害に遭うリスクが高まる傾向があるため、こころのケアに関する適切な相談窓口の情報発信や支援等に取り組みます。

主な成果指標	実績値（R3）	目標値（R9）	所管課
市防災会議の女性委員登用率（%）	5.0%	10.0%	防災課

※ 成年後見制度

認知症や知的障がいなどにより、判断能力が不十分と判断された人が、不利益を被らないよう支援する制度のこと。

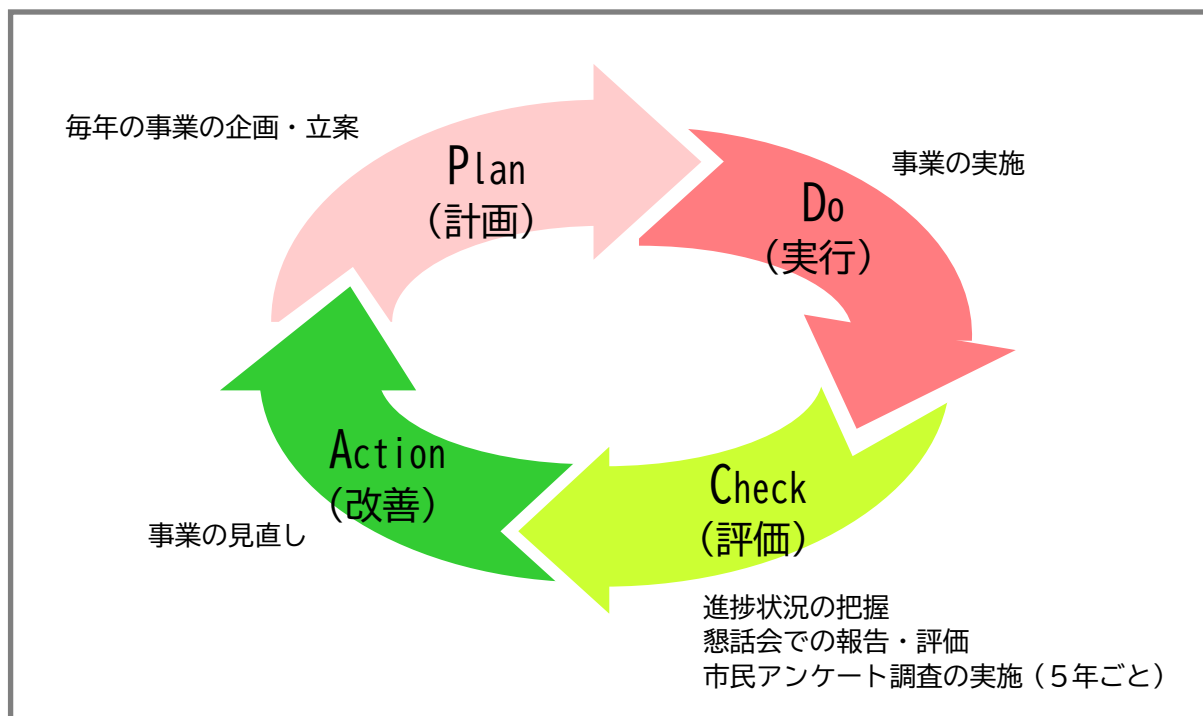
第5章 計画の推進

1. 計画の進行管理（PDCAマネジメントシステムの構築）

本計画を起点に、男女共同参画社会の実現に資する効果的な事業を展開するため、PDCAマネジメントシステムを構築し、施策・事業の進捗管理を行います。

具体的には、毎年、事務事業の企画・立案（Plan）を行いつつ、計画的に事業を実行（Do）します。

計画の進捗については、成果指標の達成状況を定量的に確認するとともに、懇話会での評価、市民アンケート調査（5年ごと）により客観的に評価（Check）を行います。これらの取り組みを通じ、最終的には事務事業の見直し（Action）を行い、次年度へ展開して参ります。



2. 推進体制の整備

(1) 庁内推進体制

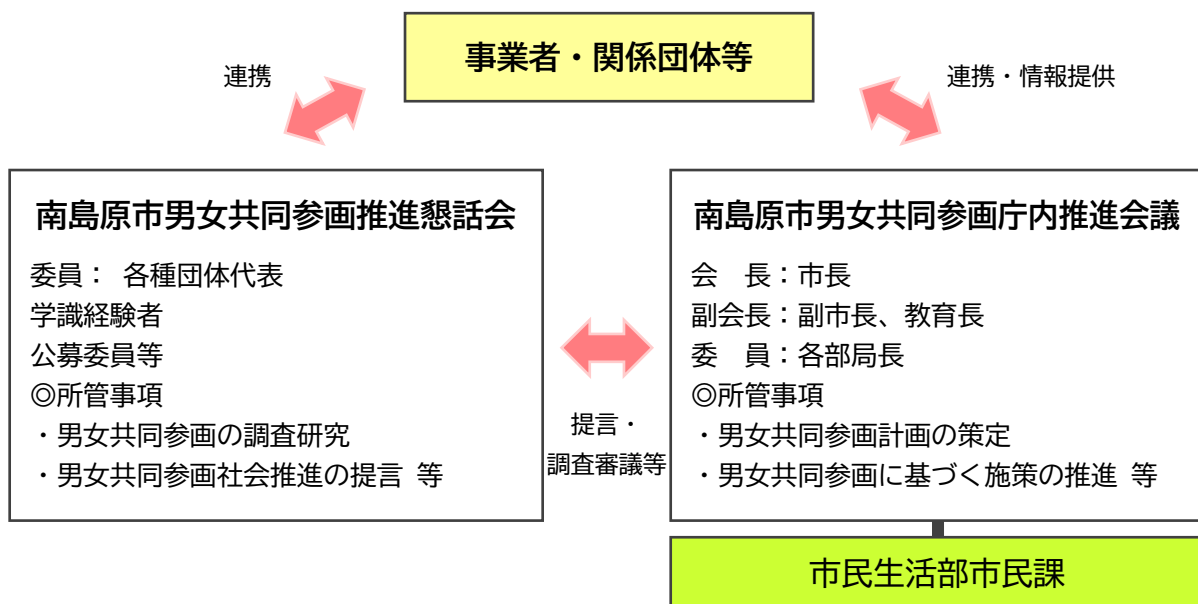
本計画の具体的施策は、各所管課が主体的かつ継続的に取り組むとともに、本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開される必要があります。そのため、市長を会長とした庁内の推進組織である推進会議を中心に、本計画の進捗状況を把握・管理していくとともに、庁内の連携強化を図って、各施策を男女共同参画の視点をもって総合的かつ効果的に実施します。推進会議を所管する市民課は、庁内連携のための総合調整機能として連携体制の強化に努めます。

(2) 南島原市男女共同参画推進懇話会

「南島原市男女共同参画推進懇話会」は、本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するものとして設置され、男女共同参画の調査研究や市に対する男女共同参画社会推進の提言を行うなどの役割を担っています。本計画の施策や本市が進めるあらゆる施策が男女共同参画の面からもより適切で有効なものとして実施されるよう、庁内だけでなく外からも男女共同参画の視点をもって定期的にチェックを行い、より積極的に市に対して提言や助言を行っていくよう、充実した機能を発揮して役割を果たしていきます。

3. 事業者や関係団体等との連携強化

事業者は、男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、組織内の男女共同参画の推進が求められます。また、民間団体や自治会などの地域団体は、男女共同参画の視点に立った活動が求められます。市は、これらの事業者や民間団体等、また、国や県などの関係機関との連携を強化し、各組織と協働して本計画の施策を確実に実施していきます。



資料編

1. 南島原市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、本市の内部機関相互の総合的な連絡調整を図るため、南島原市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

2 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第7条 推進会議に幹事会を置き、推進会議から委ねられた事項について調査研究する。

- 2 幹事会を構成する幹事は、会長が指名した課長及び室長をもって充て、市民生活部市民課長を幹事長とする。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会にワーキンググループを置き、幹事会から委ねられた男女共同参画施策の内容を個別に調査検討する。
- 5 ワーキンググループの構成員は、幹事長が指名した職員をもって充てる。
- 6 ワーキンググループは、必要に応じて幹事長が招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令第57号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日訓令第26号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	市長
副会長	副市長 教育長
委員	総務部長 地域振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長 議会事務局 農業委員会事務局 教育委員会事務局教育次長 監査委員事務局 衛生局長

2. 南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するため、南島原市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

(部会)

第6条 懇話会に、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

3 平成22年11月1日に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成18年10月1日告示第199号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日告示第67号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第35号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第95号）

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第33号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日告示第62号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

3. 南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

	選出分野	氏 名	団体・活動分野	
1	各種団体	川上 玲子	島原人権擁護委員協議会	
2	各種団体	大崎 美和	南島原市社会教育委員	
3	各種団体	荒木 春利	南島原市民生委員児童委員協議会	
4	各種団体	白石 保	南島原市商工会	
5	各種団体	小淵 美智枝	南島原市婦人会連絡協議会	
6	各種団体	中村 修一	南島原市 PTA 連合会	
7	各種団体	岩永 至亮	南島原市認定農業者協議会	
8	各種団体	宮崎 栄子	南島原市食生活改善推進員協議会	
9	各種団体	瀬川 亜沙加	南島原市保育会	
10	公募者	松島 奈美	長崎県男女共同参画アドバイザー	
11	公募者	馬場 公嘉	長崎県男女共同参画推進員	会長
12	公募者	山崎 三久	長崎県男女共同参画推進員	
13	公募者	宮崎 良子	長崎県男女共同参画推進員	
14	公募者	山本 健一郎	長崎県男女共同参画推進員	副会長
15	公募者	宮内 富美子	一般	

4. 南島原市女性人材バンク要綱

(目的)

第1条 この告示は、各分野において識見又は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に情報を提供し、審議会等への女性の積極的登用を目指すため、南島原市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置することを目的とする。

(対象者)

第2条 女性人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住若しくは勤務し、又は市内の団体に所属している20歳以上の女性
- (2) 次のいずれかの分野に関心のある者又は専門的知識若しくは技能を有している者
 - ア 人権・男女共同参画
 - イ 保健・医療
 - ウ 法律・行政
 - エ 福祉・介護
 - オ 環境
 - カ 国際交流
 - キ 農業・水産業・商業・工業
 - ク 建築・土木
 - ケ 育児・子育て
 - コ 教育・スポーツ
 - サ 文化・芸術
 - シ まちづくり・地域活動
 - ス NPO・各種ボランティア

(登録方法)

第3条 女性人材バンクへの登録を申請しようとする者は、南島原市女性人材バンク登録申請書（別記様式）を市に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、登録することが適当と認められた者について、女性人材バンクへ登録するものとする。
- 3 登録に際しては、広い分野からの人材登録を基本とし、自薦・他薦を問わないものとする。他薦者には、申請書を送付し、登録について本人の承諾が得られた者を登録するものとする。

(登録の周知)

第4条 市は、人材の発掘のため、市のホームページの利用、印刷物の配布その他適切な方法により周知に努める。

(女性人材バンクの活用)

第5条 市長は、次に掲げるときに女性人材バンクを活用するものとする。

- (1) 市における各種審議会・委員会等の委員の人選をするとき。
- (2) 市において事業の推進のために女性の人材を必要とするとき。
- (3) セミナー等の講師の依頼及び各種研修会・イベント等の案内のために利用するとき。
- (4) その他市長が必要とするとき。

(情報の管理)

第6条 女性人材バンクに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。

- (1) 女性人材バンクに登録した個人情報、南島原市個人情報保護条例（平成18年南島原市条例第11号）の規定に基づき管理するものとする。
- (2) 女性人材バンクの内容の更新は、変更の申請があった時点で随時行うものとする。
- (3) 定期的に登録者の見直しを行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、女性人材バンクから登録を抹消するものとする。

- (1) 女性人材バンクから登録の抹消を申し出た者
- (2) その他市長が登録者としてふさわしくないと認めたる者

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日告示第 30 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 1 日告示第 88 号）

この告示は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 21 日告示第 93 号）

この告示は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

別記様式（第 3 条関係） 略

第4次 南島原市男女共同参画計画
ハーモニープラン《令和5年3月》

南島原市役所 市民生活部 市民課

住所：〒895-2211 南島原市西有家町里坊96番地2

TEL：0957-73-6647

FAX：0957-82-3086

